

平成25年度藤沢市下水道事業費特別会計資本剰余金の処分について

平成25年度藤沢市下水道事業費特別会計において、補助金、負担金その他これらに類する金銭（以下「補助金等」という。）をもって取得した資産（取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当する部分）の除却等により発生する損失について、補助金等を源泉とする資本剰余金400,000千円を上限としてうめるものとする。

2014年（平成26年）2月17日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

提案理由

資産の除却等により発生する損失を補てんするため資本剰余金を処分したいので、地方公営企業法第32条第3項の規定により提出する。

参考

地方公営企業法 抜粋

（剰余金の処分等）

第32条

3 每事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

平成25年度藤沢市下水道事業費特別会計資本剰余金の処分に係る資産

(単位 千円)

資産名	取得価額	財源
		補助金等 (資本剰余金処分額)
機械及び装置等	1,000,000	400,000

※資産の内訳は、空気予熱器、加湿機等

※資本剰余金処分の上限は、400,000千円とする

※金額については、除却等が完了していないため見込み額としている